無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十六年九月十二日

一　墳墓等所在地　東京都台東区西浅草一丁目八番五号
一　墳墓等の名称　清水重行　上田幸雄　河原成房　富谷孝　梶原家
一　死亡者の本籍及び氏名　不詳
一　改葬を行おうとする者　東京都台東区西浅草一丁目八番五号　浄土真宗　東本願寺派　緑泉寺　住職　青江　覚峰

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十六年九月十二日

一　墳墓等所在地　東京都西東京市ひばりヶ丘四丁目四番二号
一　墳墓等の名称　青柳家　池田肇　吉田尚美　角田家　白石光右　勝俣家
一　死亡者の本籍及び氏名　不詳
一　改葬を行おうとする者　東京都台東区西浅草一丁目八番五号　浄土真宗　東本願寺派　緑泉寺　住職　青江　覚峰

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十六年九月十二日

一　墳墓等所在地　東京都台東区今戸二丁目四番一二号
一　墳墓等の名称　杉森孝　杉森清一
一　死亡者の本籍及び氏名　東京都台東区浅草今戸二丁目六番　杉森豹吉　杉森むつ
一　改葬を行おうとする者　東京都台東区今戸二丁目四番二号　浄土真宗　東本願寺派　廣樂寺　住職　徳山　博良

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十六年九月十二日

一　墳墓等所在地　東京都台東区清川一丁目二番五号
一　墳墓等の名称　小金井家　江川家　松本家　桜井家　塚越家　浅田家　石毛家　石川家　林家　津久井家　石谷家　会田家　徳丸家　市川家　高本家　岡崎家　忍成家　金子家　佐藤家　平原家　石原家　丸屋家　光山家　吉川家　清本家　杉浦家　坂上家　谷村家　坂倉家　飯野家　高橋家　高崎家
一　死亡者の本籍及び氏名　不詳
一　改葬を行おうとする者　東京都台東区清川一丁目二番五号　浄土宗　念佛院　住職　中野　隆英

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十六年九月十二日

一　墳墓等所在地　東京都台東区清川一丁目八番一一号
一　墳墓等の名称　足立家　猪狩家　植木鉚之助　佐藤安雄　竹本家　乗附直美　蓮沼和弘　柳沢家
一　死亡者の本籍及び氏名　不詳
一　改葬を行おうとする者　東京都台東区清川一丁目八番一一号　浄土宗　光照院　住職　吉水　裕光

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十六年九月十二日

一　墳墓等所在地　東京都台東区元浅草二丁目一〇番一七号
一　墳墓等の名称　高坂達子　中野トメ
一　死亡者の本籍及び氏名　不詳
一　改葬を行おうとする者　東京都台東区元浅草二丁目一〇番一七号　真宗　大谷派　等覚寺　住職　朝倉　創

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二に準用する同法第二十九条及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、当該前払式特定取引業者であった者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所、その他の営業所及び代理店の名称及び所在地

①　名称　コンタサービス株式会社
②　代表者の氏名　代表取締役　中村　健一
③　主たる営業所の名称及び所在地　本社　新潟県柏崎市東本町二丁目五番二一号

二、当該前払式特定取引業者であった者の許可の年月日及び許可の取消し又は失効の年月日

許可の年月日　昭和五十年六月三十日
許可の失効年月日　平成二十六年六月五日

三、当該前払式特定取引業者であった者の営業保証金又は前受業務保証金の額

営業保証金の額　十五万円
前受業務保証金の額　百万円

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 26 年９月 12 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ハウスコム株式会社　②国土交通大臣(3)6094　③代表取締役　田村穂　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　東京都足立区西新井栄町２―３―15渡邊ビル１階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　ハウスコム株式会社　代表取締役　田村穂

四、前号の営業保証金又は前受業務保証金につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金又は前受業務保証金は取戻されます。

平成二十六年九月十二日

新潟県柏崎市東本町二丁目五番二一号
コンタサービス株式会社
代表取締役　中村　健一

任意清算公告

当法人は、平成二十六年八月十二日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六百六十八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年九月十二日

石川県金沢市笠市町九番一号
税理士法人信友
清算人　下川　光庸